

## 用語の解説【少年矯正統計月報】

### 1 少年鑑別所

表番号	用 語	解 説
1 表	入所の 「その他」	勾留状，引致状等により入所した者である。
	退所の 「その他」	同行指揮書，釈放指揮書等により退所した者である。
	「うち（交通）」	主たる非行が自動車及び原動機付自転車の運転に係る者である。

### 2 少年院

表番号	用 語	解 説
1 表	入院の 「その他」	逮捕状により出院し再び入院した者等である。
	出院の 「その他」	逮捕状により出院した者等である。
2 表 3 表	処遇課程等	次頁の少年院の処遇課程等区分表参照

少年院の処遇課程等区分表

処遇課程等	摘要
一般短期処遇	
S E (短期教科教育課程)	義務教育課程の履修を必要とする者又は高等学校教育を必要とし、それを受ける意欲が認められる者
S G (短期生活訓練課程)	社会生活に適応するための能力を向上させ、生活設計を具体化させるための指導を必要とする者
特修短期処遇	
O	特修短期処遇の対象者
長期処遇	
G <sub>1</sub> (生活訓練課程)	著しい性格の偏りがあり、反社会的な行動傾向が顕著であるため、治療的な指導及び心身の訓練を特に必要とする者
G <sub>2</sub> (生活訓練課程)	外国人で、日本人と異なる処遇を必要とする者
G <sub>3</sub> (生活訓練課程)	非行の重大性等により、少年の持つ問題性が極めて複雑・深刻であるため、その矯正と社会復帰を図る上で特別の処遇を必要とする者
V <sub>1</sub> (職業能力開発課程)	職業能力開発促進法等に定める職業訓練(10か月以上)の履修を必要とする者
V <sub>2</sub> (職業能力開発課程)	職業能力開発促進法等に定める職業訓練(10か月未満)の履修を必要とする者、又は職業上の意識、知識、技能等を高める職業指導を必要とする者
E <sub>1</sub> (教科教育課程)	義務教育課程の履修を必要とする者のうち、12歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したもの
E <sub>2</sub> (教科教育課程)	高等学校教育を必要とし、それを受ける意欲が認められる者
E <sub>3</sub> (教科教育課程)	義務教育課程の履修を必要とする者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの
H <sub>1</sub> (特殊教育課程)	知的障害者(I・Qおおむね69以下の者)であって専門的医療措置を必要とする心身に著しい故障のないもの及び知的障害者に対する処遇に準じた処遇を必要とする者
H <sub>2</sub> (特殊教育課程)	情緒的未成熟等により非社会的な形の社会的不適応が著しいため専門的な治療教育を必要とする者
P <sub>1</sub> (医療措置課程)	身体疾患のある者
P <sub>2</sub> (医療措置課程)	肢体不自由等身体障害のある者
M <sub>1</sub> (医療措置課程)	精神病患者及び精神病の疑いのある者
M <sub>2</sub> (医療措置課程)	精神病質者及び精神病質の疑いのある者